

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第36号

答申番号：令和4年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁は、原処分（生活保護変更申請却下処分）を行ったところ、請求人は、物価上昇に伴う請求人世帯の生活費の不足が基準により難い特別の事情であったにもかかわらず、処分庁は調査を怠り、機械的に保護基準を適用したことが違法又は不当である旨主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人は、主治医意見書においてフルタイムで稼働可能との見解が示され、障害又は要介護状態にはなく、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であるとは認められないことから、処分庁は、請求人世帯が地区別冬季加算の特別基準を認定すべき世帯ではないと判断した。
- (2) 本件申請は、冬季のガス及び灯油燃料等の物価変化の状況の中で、健康で文化的な最低限度の生活を維持し、生活と健康を保持することを理由として、保護基準を超える生活扶助の増額、追加支給を求めるものであるが、請求人は、毎月冬季加算が認定されている。また、保護は保護基準に基づいて行われるべきであり、処分庁は保護基準自体を決定する権限を有しない。

第3 審理員意見書の要旨

1 次のとおり、本件申請を却下することとした原処分に違法又は不当な点は認められない。

- (1) 請求人が障害を有していること及び要介護状態にあるとの事実は認められず、請求人の主治医の「フルタイムで稼働可能」との見解から、請求人の病状は、当該状態に該当するとまでは認めることができず、冬季加算の特別基準を認定しないこととした処分庁の判断に不合理な点は認められない。
- (2) 物価上昇に伴い増加する支出は経常的なものであり、社会通念上、通常予測される生活需要の範囲内にあると認められるから、特別の対応が必要となる臨時多額の需要が生じたものとはいえず、保護基準に定める一時扶助費の対象となる費用のいずれにも該当しない。
- (3) 保護は保護基準に基づき行うべきものとされているから、物価上昇により

不足する保護費が処理基準に定める支給要件に該当しない以上、処分庁において保護基準の額を超える保護費を任意に支給すべきものではない。

- 2 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年2月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日及び同年3月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（生活保護法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされており（同条第2項）、これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、冬季加算の特別基準は、重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3ないし5である者のほか、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当するとされている。

さらに、保護の最低生活費は、経常的最低生活費と臨時的最低生活費（一時扶助費）とに分類され、一時扶助費は、特別の需要に対して、最低生活に必要な不可欠な物資を欠き、緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に支給されるものであるとされており、具体的には、「被服費」、「家具什器費」、「移送費」、「入学準備金」、「就労活動促進費」、「配電設備費」、「水道、井戸又は下水道設備費」、「液化石油ガス設備費」、「家財保管料」、「家財処分料」、「妊婦定期検診料」、「不動産鑑定費用等」及び「除雪費」とされている。

そして、要保護者に特別の事由があつて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定めることとされ、各費目に関する告示及び局長通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供するものとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、物価上昇に伴い不足する冬季の生活費について支給を求めるところ、処分庁は、保護基準等に基づいて、①請求人

が冬季加算の特別基準の支給要件として認められる傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難である者等に該当しないこと、②冬季を含めた灯油等の需要は、冬季加算を含む毎月の生活扶助で賄うとされ、一時扶助費にも該当しないことから、原処分を行ったものと認められる。

この点、請求人は、物価上昇に伴う請求人世帯の生活費の不足は基準により難い特別の事情があったというべきものであり、処分庁は機械的に保護基準を適用せず、厚生労働大臣への情報提供等を行った上で、必要な保護を認定すべきである旨を主張する。しかしながら、物価上昇が与える影響は、請求人のみならず、他の生活者についても同様に及ぶものであって、請求人について特別の事由があったという事情も窺われないから、処分庁が厚生労働大臣に情報提供すべき特別の事情が生じていたと認めることはできない。

したがって、請求人の保護は保護基準等に基づいて適正に行われている以上、仮に、物価上昇に伴う生活への影響が請求人にとって著しいものであったとしても、処分庁が保護基準等に基づいて原処分を行ったことに特段不合理であった点は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委 員 (会長)	岸	本	太	樹
委 員	鳥	井	賢	治
委 員	日	笠	倫	子